

いじめ防止対策改善基本5か年計画終了後のいじめ防止対策について
～未来に向けた「切れ目のないいじめ防止対策」の確立のために～

平成30年2月に策定した「いじめ防止対策改善基本5か年計画」（以下「5か年計画」）は令和4年度で終了したが、5か年計画で積み上げてきた実績を継承し、未来に向けた切れ目のないいじめ防止対策の確立を目指し、令和5年度からは「いじめ防止対策計画」（以下「対策計画」）を策定し、「未然防止への取組」、「早期発見・早期対応への取組」、「関係機関との連携を強化した取組」及び「推進体制・検証体制を整える取組」の4つの行動目標を掲げ、いじめ防止対策に取り組んでいる。

1 令和5年度の取り組み

(1) 未然防止、早期発見・早期対応への取組

- ① 心の絆プロジェクト児童会・生徒会代表者ミーティング（8月）
- ② 教育フォーラム（2月）
 - ・いじめや不登校を含む学校が抱える諸課題の解決に向けて、各学校の取組みを発表
 - ・令和6年度テーマ「手をつなぎ、心をつなぎ、笑顔で創る、みんなのかこが輪」を発表
- ③ 学校運営協議会との連携による活動の推進
 - ・学校の課題を学校、家庭及び地域が共有することで、連携・協働した取組を推進
- ④ 家庭への啓発（チラシの全家庭配付）
 - ・「子どもはいつも求めています」（4月）
 - ・「いじめをしない、させない、見逃さない」（9月）
- ⑤ 学校外施設とのいじめ防止対策の推進
 - ・いじめ防止啓発ポスター、チラシを図書館、公民館、児童クラブ等に掲示・配付し啓発を実施
- ⑥ 学校環境適応感尺度（アセス）の実施及び活用
 - ・学校生活に関するアンケート（1学期、2学期）／ 小学校3年生～中学校3年生を対象
 - ・アセス推進担当者を中心としたアセス結果の活用への支援
- ⑦ 心の相談アンケート及び教育相談の実施
 - ・心の相談アンケート（1学期、2学期）／ 小学校3年生～中学校3年生を対象
 - ・教育相談 / 全児童生徒を対象
- ⑧ 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）に係る取組
 - ・リーフレット「大切なあなたへ」「大切なあなたへ 友だちへ」
 - ・小学校5年生～中学校3年生で授業実施
- ⑨ 多方面からの実態把握と情報共有
 - ・学校園連携ユニットを活用した保幼小中養連携の充実
 - ・学校と家庭、地域の情報共有のための取組み及び仕組みの点検
- ⑩ 教職員の資質と指導力の向上
 - 学校生活適応推進研修講座の実施（156人参加）
 - ・学校生活に資する研修講座、学級経営に資する研修講座
 - 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）研修講座の実施（45人参加）
- ⑪ 「チーム学校」による組織的な対応
 - ・教職員、専門スタッフ（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・メンタルサポーター）等と連携・協働して、学校運営上の諸課題に対応
- ⑫ いじめ重大事態への適切な対応
 - ・国のガイドライン等に基づく調査の実施

(2) 関係機関との連携を強化した取組

- ① スクールサポートチームによる支援
 - ・ 構成員のそれぞれの専門性を活かした助言等を通して「チーム学校」をサポートし、学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援を実施
- ② ネットパトロールの実施
 - ・ 児童生徒のインターネットトラブルやSOSを早期に発見するため、専門機関に依頼し、インターネット内のパトロールを実施
- ③ 市関係機関と学校との連携
 - ・ 学校教育課、教育研究所、人権文化センター、教育相談センター、少年愛護センター、家庭支援課、生活福祉課、市民健康課、こども療育センター、社会福祉協議会、民生児童委員会、障がい者基幹相談支援センター、民間の医療機関 等
- ④ 県関係機関と学校との連携
 - ・ 県教育委員会「学校問題サポートチーム」、東播少年サポートセンター、加古川警察署生活安全第二課、神戸法務少年支援センター、県健康福祉事務所、中央こども家庭センター、県立こども発達支援センター、県立リハビリテーション中央病院、県立ひょうごこころの医療センター、兵庫こころのケアセンター 等

(3) 推進体制・検証体制を整える取組

- ① アセス推進体制の検証と支援
 - ・ 学校生活適応推進研修講座の実施
 - ・ 要支援領域にある児童生徒への対応状況を学校へ確認
- ② 教育相談推進体制の検証と支援
 - ・ 教育相談での対応状況を学校へ確認
- ③ いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の検証と支援
- ④ いじめ防止対策等に係る推進体制の周知
- ⑤ いじめ対策へのPDCAサイクルによる評価検証体制の点検と支援
 - ・ 学校のPDCAサイクルによる対策プログラムの検証・改善への指導・助言
 - ・ 専門家によるいじめ防止対策の検証

2 令和6年度以降の展開

(1) 令和6年度対策計画の策定

令和5年度の市教育委員会及び学校のいじめ防止対策の取組状況を専門家が検証し、令和6年度の対策計画を策定する。

(2) 学校のいじめ防止対策プログラム（全体計画・年間計画）の策定

令和6年度対策計画に基づき、学校の対策プログラムを策定する。